

建築基準法施行令の一部を改正する政令案参照条文

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）（抄）

（この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準）

第三十六条 居室の採光面積、天井及び床の高さ、床の防湿方法、階段の構造、便所、防火壁、防火区画、消火設備、避雷設備及び給水、排水その他の配管設備の設置及び構造並びに浄化槽、煙突及び昇降機の構造に関して、この章の規定を実施し、又は補足するために安全上、防火上及び衛生上必要な技術的基準は、政令で定める。

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）（抄）

（居室の天井の高さ）

第二十一条 居室の天井の高さは、二・一メートル以上でなければならない。

2 学校（専修学校、各種学校及び幼稚園を除く。）の教室でその床面積が五十平方メートルを超えるものにあつては、天井の高さは、前項の規定にかかわらず、三メートル以上でなければならない。

3 略